

国立大学法人岡山大学管理学則（案）

〔平成16年4月1日〕
岡大学則第1号

改正 平成17年3月24日学則第1号
平成18年1月26日学則第1号
平成18年3月30日学則第4号
平成19年2月 1日学則第1号
平成19年3月30日学則第3号
平成20年1月31日学則第1号
平成20年3月27日学則第4号
平成21年1月28日学則第1号
平成21年3月27日学則第4号
平成22年1月28日学則第1号
平成22年3月31日学則第3号
平成22年7月22日学則第5号
平成23年1月27日学則第1号
平成23年4月26日学則第2号
平成23年9月27日学則第3号
平成24年1月24日学則第1号
平成24年3月22日学則第3号
平成24年11月28日学則第4号
平成25年3月27日学則第3号
平成25年9月30日学則第4号
平成25年11月28日学則第5号
平成26年1月28日学則第1号
平成26年3月27日学則第4号
平成26年6月19日学則第6号
平成26年9月30日学則第8号
平成26年11月27日学則第9号
平成27年2月24日学則第1号
平成28年2月23日学則第3号
平成29年3月28日学則第2号
平成 年 月 日学則第 号

第1章 法人

第1節 総則

（法人の目的）

第1条 国立大学法人岡山大学（以下「法人」という。）は、岡山大学を設置し、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的とする。

（業務の範囲等）

第2条 法人は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 岡山大学（以下「本学」という。）を設置し、これを運営すること。

- 二 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
 - 三 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
 - 四 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
 - 五 本学における研究の成果を普及し、及びその活動を推進すること。
 - 六 本学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって国立大学法人法施行令（平成15年政令第478号）で定めるものを実施する者に対し、出資（次号に該当するものを除く。）を行うこと。
 - 七 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第22条の規定による出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。
 - 八 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 法人は、前項第6号に掲げる業務及び同項第7号に掲げる業務のうち出資に関するものを行おうとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第2節 役員及び職員組織等

（役員）

- 第3条 法人に、役員として学長、理事及び監事を置く。
- 2 学長は、法人の長であるとともに、第28条に定める学長となる。
 - 3 役員に関し必要な事項は、別に定める。

（職員）

- 第4条 法人に次の職員を置く。
- 一 一般職員
 - 二 教育職員
 - 三 医療職員
 - 四 その他の職員
- 2 職員の職務は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の定めるところによるほか、学長が定めるものとする。
 - 3 第1項第2号の教育職員のうち、教授、准教授、講師、助教及び助手を教員という。
 - 4 職員に関し必要な事項は、別に定める。

（法人監査室）

- 第5条 法人に、法人が定めた方針及び施策に沿って適切に業務が行われているか監査し、併せて監事との連携及び会計監査人との連絡調整を行うため、法人監査室を置く。
- 2 法人監査室に関し、必要な事項は、別に定める。

第3節 会議

（役員会）

- 第6条 法人に、法人の重要事項について学長の意思決定に先立ち議決を行う機関として、役員会を置く。
- 2 役員会に関し、必要な事項は、別に定める。

（経営協議会）

- 第7条 法人に、経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。
- 2 経営協議会に関し、必要な事項は、別に定める。

（教育研究評議会）

- 第8条 法人に、教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会に関し、必要な事項は、別に定める。

(学長選考会議)

第9条 法人に、学長候補者選考等を行う機関として、学長選考会議を置く。

2 学長選考会議に関し、必要な事項は、別に定める。

第2章 大学

第1節 大学の目的等

(大学の目的)

第10条 本学は、広く知識を授け深く専門の学芸を教授研究して、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、日本国家及び社会の有為な形成者を育成するとともに、学術の深奥を究めて、その成果を広く社会に提供することにより、世界文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第11条 本学は、教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況について、全学及び学部等ごとに自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表する。

2 前項の自己評価については、本学の職員以外の者による検証を受けるよう努めなければならない。

3 第1項の自己評価に加え、教育研究等の総合的な状況について、定期的に文部科学大臣の認証を受けた者の評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。

4 自己評価等に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育研究活動等の状況等の公表)

第12条 本学は、次に掲げる教育研究活動等の状況について、刊行物、ホームページ等への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、情報を公表する。

一 本学の教育研究上の目的に関すること。

二 教育研究上の基本組織に関すること。

三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。

四 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること。

五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。

六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること。

七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。

八 授業料、入学料その他の本学が徴収する費用に関すること。

九 本学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。

2 本学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。

第2節 大学の構成

(学部・学科・課程等)

第13条 本学に次の学部及び学科又は課程を置く。

学 部	学 科 ・ 課 程
-----	-----------

文学部	人文学科
教育学部	学校教育教員養成課程 養護教諭養成課程
法学部	法学科
経済学部	経済学科
理学部	数学科 物理学科 化学科 生物学科 地球科学科
医学部	医学科 保健学科
歯学部	歯学科
薬学部	薬学科 創薬科学科
工学部	機械システム系学科 電気通信系学科 情報系学科 化学生命系学科
環境理工学部	環境数理学科 環境デザイン工学科 環境管理工学科 環境物質工学科
農学部	総合農業科学科

2 学部又は学科に学科目を置く。

(大学院)

第14条 本学に大学院を置く。

(専攻科)

第15条 本学に次の専攻科を置く。

特別支援教育特別専攻科

(別科)

第16条 本学に次の別科を置く。

養護教諭特別別科

(研究所)

第17条 本学に次の研究所を置く。

資源植物科学研究所

惑星物質研究所

異分野基礎科学研究所

2 研究所に共同研究コアを置く。

(附属病院)

第18条 本学に、附属の教育研究施設として、附属病院を置く。

2 前項の附属病院の名称は、岡山大学病院とする。

(学部及び研究科附属の教育研究施設等)

第19条 本学に次の学部及び研究科附属の教育施設又は研究施設を置く。

理学部 臨海実験所, 界面科学研究施設

農学部 山陽圏フィールド科学センター

社会文化科学研究科 東アジア国際協力・教育研究センター

環境生命科学研究科 低炭素・廃棄物循環研究センター

医歯薬学総合研究科 薬用植物園, 医療教育統合開発センター

法務研究科 弁護士研修センター

2 本学に次の研究所附属の研究施設を置く。

資源植物科学研究所 大麦・野生植物資源研究センター

第20条 削除

(全学センター)

第21条 本学に, 教員その他の者が共同して教育若しくは研究を行い又は教育若しくは研究のため共用する施設その他全学的業務を行う施設として, 次の全学センターを置く。

評価センター

保健管理センター

環境管理センター

情報統括センター

耐災安全・安心センター

次世代人材育成センター

グローバル・パートナーズ

グローバル人材育成院

地域総合研究センター

教師教育開発センター

中性子医療研究センター

自然生命科学研究支援センター

生殖補助医療技術教育研究センター

埋蔵文化財調査研究センター

第22条 削除

(附属学校)

第23条 本学に次の学部附属学校を置く。

教育学部 附属幼稚園, 附属小学校, 附属中学校, 附属特別支援学校

(附属図書館)

第24条 本学に附属図書館を置く。

2 前項の附属図書館に分館を置く。

第25条 削除

(規則)

第26条 第13条から第24条までに関し, 必要な事項は, 別に定める。

第3節 機構

(機構)

第27条 本学に, 本学の重要な目的を達成するための組織として, 次に掲げる機構を置く。

全学教育・学生支援機構

研究推進産学官連携機構

安全衛生推進機構

- 2 全学教育・学生支援機構は、本学の理念・教育目標を達成するため、全学の教育システムの整備、入学者選抜・高大接続、教養教育・その他全学共通教育、学修支援、学生の生活支援、キャリア支援・就職支援等を推進するとともに調査研究、企画、開発及び提言を行う。
- 3 研究推進産学官連携機構は、本学の戦略に基づく研究推進及び産学官連携を企画・立案、実施することによって、本学における広範な領域の学術研究の推進を図るとともに、学術研究の成果である知的財産を組織的に管理・活用・保護する。
- 4 安全衛生推進機構は、本学構成員等の安全と健康の確保を図り、安全衛生に関する本学の社会的責任を果たすため、関係する他の組織と連携を図り、所要の調査・研究を行い、安全衛生に関する本学の施策・方針を企画・立案するとともに、指導・助言を行う。
- 5 前4項に規定するほか、機構に関し、必要な事項は、別に定める。

第4節 職員組織その他

(学長)

第28条 本学に学長を置く。

- 2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(副学長)

第29条 本学に副学長を置く。

- 2 副学長は、学長の職務を助ける。

(学部長)

第30条 本学の各学部に学部長を置く。

- 2 学部長は、その学部に関する校務をつかさどる。

(副学部長)

第31条 本学の各学部に副学部長を置くことができる。

- 2 副学部長は、学部長の職務を助ける。

(学科長)

第32条 各学部の学科に学科長を置くことができる。

- 2 学科長は、その学科に関する事項を整理する。

(研究所の所長)

第33条 本学の各研究所に所長を置く。

- 2 所長は、その研究所に関する事項を掌理する。

(副所長)

第34条 本学の各研究所に副所長を置くことができる。

- 2 副所長は、所長の職務を助ける。

(病院長)

第35条 岡山大学病院に病院長を置く。

- 2 病院長は、岡山大学病院に関する事項を掌理する。

(副病院長)

第36条 岡山大学病院に副病院長を置くことができる。

- 2 副病院長は、病院長の職務を助ける。

(学部及び研究科附属の教育研究施設等の長)

第37条 本学の学部及び研究科附属の教育施設及び研究施設並びに研究所附属の研究施設にそれぞれ長を置く。

- 2 前項の教育施設及び研究施設の長は、当該学部長若しくは研究科長又は研究所長の命を受け、その施設に関する事項を処理する。

(全学センターのセンター長)

第38条 全学センターにそれぞれセンター長を置く。

2 全学センターのセンター長は、その所掌する施設に関する事項を掌理する。

(全学センターの副センター長)

第39条 全学センターに副センター長を置くことができる。

2 全学センターの副センター長は、センター長の職務を助ける。

第40条 削除

第41条 削除

(附属学校園の長)

第42条 附属学校に校長(幼稚園にあつては園長)を置く。

2 附属学校の校長及び園長は、教育学部長の命を受け、その学校及び園に関する事項を処理する。

(附属図書館の館長及び分館長)

第43条 附属図書館に館長を置き、分館に分館長を置く。

2 館長は、附属図書館に関する事項を掌理する。

3 分館長は、館長の命を受け、分館に関する事項を処理する。

(副館長)

第44条 附属図書館に副館長を置くことができる。

2 副館長は、館長の職務を助ける。

(機構長)

第45条 機構にそれぞれ機構長を置く。

2 機構長は、機構に関する事項を掌理する。

(副機構長)

第46条 機構に副機構長を置くことができる。

2 副機構長は、機構長の職務を助ける。

(事務組織)

第47条 本学に、事務組織を置く。

2 事務組織に、事務職員その他必要な職員を置く。

3 事務組織に関し、必要な事項は、別に定める。

(名誉教授)

第48条 本学の学長、副学長、学部長、教授、准教授又は講師として勤務した者であつて、教育上又は学術上特に功績のあつた者に対し、名誉教授の称号を授与することができる。

2 名誉教授の称号の授与に関し、必要な事項は、別に定める。

第5節 会議

(部局連絡会)

第49条 本学に、円滑な大学運営に資するため、部局連絡会を置く。

2 部局連絡会に関し、必要な事項は、別に定める。

(教授会等)

第50条 本学の各学部、大学院の各研究科、各研究所及び岡山大学病院にそれぞれ教授会を置く。

2 教授会は、学長が教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

3 教授会は、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長(以下この項において「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

- 4 保健管理センター，環境管理センター，情報統括センター，耐災安全・安心センター，グローバル・パートナーズ，グローバル人材育成院，地域総合研究センター，教師教育開発センター，中性子医療研究センター，自然生命科学研究支援センター，生殖補助医療技術教育研究センター，埋蔵文化財調査研究センター，全学教育・学生支援機構，研究推進産学官連携機構及び安全衛生推進機構に，教授会として運営委員会を置く。
- 5 教授会及び教授会としての運営委員会に関し，必要な事項は，別に定める。

第6節 教育内容等の改善のための組織的な研修等 (組織的研修等)

第51条 本学は，教員の教育内容及び教育方法の改善を図るため，全学及び学部等ごとに組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第7節 学生の定員等 (収容定員等)

第52条 学部，学科等別収容定員等は，別表第1のとおりとする。

第3章 大学院

第1節 大学院の目的等 (大学院の目的)

第53条 岡山大学大学院（以下「大学院」という。）は，学術の理論及び応用を教授研究し，その深奥をきわめ，又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い，文化の進展に寄与することを目的とする。

- 2 大学院のうち，学術の理論及び応用を教授研究し，高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的としたものは，専門職大学院とする。

(自己評価等)

第54条 大学院は，教育研究水準の向上を図るとともに，前条の目的及び第57条から第59条までの規定による修士課程，博士課程又は専門職学位課程の目的並びに社会的使命を達成するため，教育研究等の状況について，大学院及び研究科ごとに自己評価を行い，その結果を公表する。

- 2 前項の自己評価については，本学の職員以外の者による検証を受けるよう努めなければならない。
- 3 第1項の自己評価に加え，教育研究等の総合的な状況について，定期的に認証評価を受けるものとする。
- 4 前項に定めるもののほか，専門職学位課程にあつては，当該専門職学位課程の設置の目的に照らし，教員組織その他教育研究活動の状況について，定期的に認証評価を受けるものとする。
- 5 自己評価等に関し，必要な事項は，別に定める。

(教育研究活動等の状況等の公表)

第55条 大学院に係る教育研究活動等の状況等の公表については，第12条の規定を準用する。

第2節 大学院の構成 (研究科，専攻，課程及び講座等)

第56条 大学院に置く研究科及び専攻並びにその課程の別は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別
教育学研究科	教育科学専攻	修士課程
	教職実践専攻	専門職学位課程
社会文化科学研究科	国際社会専攻，日本・アジア文化専攻，人間社会文化専攻，法政理論専攻，経済理論・政策専攻，組織経営専攻	博士課程 (前期2年)
	社会文化学専攻	博士課程 (後期3年)
自然科学研究科	数理物理学専攻，分子科学専攻，生物科学専攻，地球科学専攻，機械システム工学専攻，電子情報システム工学専攻，応用化学専攻	博士課程 (前期2年)
	地球惑星物質科学専攻	博士課程
	数理物理学専攻，地球生命物質科学専攻，学際基礎科学専攻，産業創成工学専攻，応用化学専攻	博士課程 (後期3年)
保健学研究科	保健学専攻	博士課程 (前期2年)
	保健学専攻	博士課程 (後期3年)
環境生命科学研究科	社会基盤環境学専攻，生命環境学専攻，資源循環学専攻，生物資源科学専攻，生物生産科学専攻	博士課程 (前期2年)
	環境科学専攻，農生命科学専攻	博士課程 (後期3年)
医歯薬学総合研究科	医歯科学専攻	修士課程
	薬科学専攻	博士課程 (前期2年)
	生体制御科学専攻，病態制御科学専攻，機能再生・再建科学専攻，社会環境生命科学専攻	博士課程
	薬科学専攻	博士課程

		(後期 3 年)
ヘルスシステム 統合科学研究科	ヘルスシステム統合科学専攻	博士課程 (前期 2 年)
	ヘルスシステム統合科学専攻	博士課程 (後期 3 年)
法務研究科	法務専攻	専門職学位 課程

2 社会文化科学研究科，自然科学研究科（地球惑星物質科学専攻を除く。），保健学研究科，環境生命科学研究科，医歯薬学総合研究科（生体制御科学専攻，病態制御科学専攻，機能再生・再建科学専攻及び社会環境生命科学専攻を除く。）及びヘルスシステム統合科学研究科の博士課程は，前期 2 年の博士課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期 3 年の博士課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し，博士前期課程は，これを修士課程として取り扱う。

3 法務研究科の課程は，第 60 条で定める法科大学院の課程とする。

4 教育学研究科の教職実践専攻の課程は，第 60 条の 2 で定める教職大学院の課程とする。

5 研究科に講座又はこれに代わる組織を置き，その種類その他必要な事項は，別に定める。

6 第 1 項から第 5 項までに定めるもののほか，研究科に関し，必要な事項は，別に定める。

(修士課程)

第 57 条 修士課程は，広い視野に立って精深な学識を受け，専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

(博士課程)

第 58 条 博士課程は，専攻分野について，研究者として自立して研究活動を行い，又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(専門職学位課程)

第 59 条 専門職学位課程は，高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

(法科大学院の課程)

第 60 条 前条の専門職学位課程のうち，専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする課程は，当該課程に関し，法科大学院の課程とする。

(教職大学院の課程)

第 60 条の 2 第 59 条の専門職学位課程のうち，専ら幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校及び特別支援学校の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とする課程は，当該課程に関し，教職大学院の課程とする。

(兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科の教育研究の実施)

第 61 条 兵庫教育大学大学院の連合学校教育学研究科の教育研究の実施に当たっては，本学，兵庫教育大学，上越教育大学及び鳴門教育大学が協力するものとする。

2 前項の連合学校教育学研究科に置かれる連合講座は，兵庫教育大学，上越教育大学及

び鳴門教育大学の教員とともに、本学教育学研究科の教員が担当し、又は分担するものとする。

第3節 教員組織

(教員組織)

第62条 研究科の教員組織は、各研究科において定めるものとする。

2 研究科の授業は、教授、准教授、講師又は助教が担当するものとする。

3 研究科の研究指導は、教授又は准教授が担当するものとする。ただし、研究科において必要があると認めるときは、講師に担当若しくは分担させ、又は助教に分担させることができる。

(研究科長)

第63条 各研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、その研究科に関する校務をつかさどる。

(副研究科長)

第64条 各研究科に、副研究科長を置くことができる。

2 副研究科長は、研究科長の職務を助ける。

(専攻長)

第65条 各研究科の専攻に、専攻長を置くことができる。

2 専攻長は、その専攻に関する事項を整理する。

第4節 教育内容等の改善のための組織的な研修等

(組織的な研修等)

第66条 大学院は、教員の教育内容及び教育方法の改善を図るため、研究科ごとに組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第5節 学生の定員等

(収容定員等)

第67条 研究科専攻別収容定員等は、別表第2、別表第3及び別表第4のとおりとする。

第4章 雑則

(学則の改廃)

第68条 この学則の改廃は、役員会の議を経て行う。

2 前項の役員会の審議に先立ち、法人の経営に関する部分については経営協議会において、法人の経営に関する部分を除く部分については教育研究評議会において審議を行うものとする。

附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 第13条及び第56条の規定にかかわらず、岡山大学学則等を廃止する規則（平成16年岡大規則第1号）第1条の規定により廃止される岡山大学学則（以下「旧学則」という。）及び岡山大学大学院学則（以下「旧大学院学則」という。）の規定により置かれた下表に掲げる岡山大学及び岡山大学大学院の学部及び学科並びに研究科及び専攻は、平成16年3月31日に当該学部等に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

学部又は研究科		学科又は専攻
岡山大学	文学部	人間学科，行動科学科，歴史文化学科，言語文化学科
	教育学部	小学校教員養成課程，中学校教員養成課程，特別教科（美術・工芸）教員養成課程
	法学部第二部	法学科
	経済学部第二部	経済学科
	薬学部	薬学科
	工学部	精密応用化学科
岡山大学大学院	文学研究科	人間学専攻，行動科学専攻，歴史文化学専攻，言語文化学専攻
	法学研究科	法務専攻，公共政策専攻，地域法政専攻
	経済学研究科	経済学専攻
	医学研究科	生理系，病理系，社会医学系，内科系，外科系
	歯学研究科	歯学専攻
	文化科学研究科	人間社会文化学専攻，産業社会文化学専攻
	自然科学研究科	物質科学専攻，生物資源科学専攻，システム科学専攻，知能開発科学専攻

3 前項の規定により存続する学部等における学生の教育に係る事項については，旧学則又は旧大学院学則の例によるものとする。

4 旧学則第20条の規定に定める第二部主事は，法学部第二部及び経済学部第二部が存続する間，それぞれ置くものとする。

5 別表第1の規定にかかわらず，平成24年度から平成36年度までの学部学科等別の収容定員及び入学定員は，次の各号に掲げる表のとおりとする。

一 収容定員

学部	学科等	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
文学部	人文学科	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700
	計	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700

教育学部	学校教育教員養成課程	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
	養護教諭養成課程	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	
	計	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	
法学部	法学科 昼間コース	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820	
	夜間主コース	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	
	計	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	
経済学部	経済学科 昼間コース	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820	
	夜間主コース	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	
	計	980	980	980	980	980	980	980	980	980	980	980	980	980	
理学部	数学科	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	
	物理学科	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	
	化学科	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	
	生物学科	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	
	地球科学科	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
		40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	
	計	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	
医学部	医学科	662	682	702	712	715	715	710	705	690	675	660	645	635	
	保健学科 看護学専攻	340	340	340	340	340	340	340	340	340	340	340	340	340	
	放射線技術科学専攻	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	
	検査技術科学専攻	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	
	計	1,342	1,362	1,382	1,392	1,395	1,395	1,390	1,385	1,370	1,355	1,340	1,325	1,315	
歯学部	歯学科	336	329	322	315	308	308	308	308	313	313	313	313	313	
	計	336	329	322	315	308	308	308	308	313	313	313	313	313	
薬学部	薬学科	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	
	創薬科学科	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	
	計	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	
工学部	機械システム系学科	320	480	640	640	640	640	640	640	640	640	640	640	640	
	電気通信系学科	200	300	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	
	情報系学科	120	180	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	
	化学生命系学科	280	420	560	560	560	560	560	560	560	560	560	560	560	
	従前の学 科	機械工学科	160	80											
		物質応用化学科	120	60											
		電気電子工学科	120	60											

	情報工学科	120	60											
	生物機能工学科	160	80											
	システム工学科	160	80											
	通信ネットワーク工学科	80	40											
		60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
	計	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
環境理工学部	環境数理学科	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
	環境デザイン工学科	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
	環境管理工学科	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
	環境物質工学科	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
	計	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600
農学部	総合農業科学科	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480
	計	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480
合 計		9,358	9,371	9,384	9,387	9,383	9,383	9,378	9,373	9,363	9,348	9,333	9,318	9,308

二 入学定員

学 部	学 科 等	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度
文学部	人文学科	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175
	計	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175	175
教育学部	学校教育教員養成課程	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250	250
	養護教諭養成課程	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
	計	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280
法学部	法学科 昼間コース	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205
	夜間主コース	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
	計	225	225	225	225	225	225	225	225	225	225	225	225	225
経済学部	経済学科 昼間コース	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205	205
	夜間主コース	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
	計	245	245	245	245	245	245	245	245	245	245	245	245	245
理学部	数学科	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
	物理学科	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35
	化学科	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
	生物学科	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
	地球科学科	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25

	計	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140
医学部	医学科	115	115	115	115	115	115	110	110	100	100	100	100	100
	保健学科 看護学専攻	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
	放射線技術科学専攻	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
	検査技術科学専攻	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
	計	275	275	275	275	275	275	270	270	260	260	260	260	260
歯学部	歯学科	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48
	計	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48
薬学部	薬学科	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
	創薬科学科	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
	計	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
工学部	機械システム系学科	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
	電気通信系学科	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	情報系学科	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
	化学生命系学科	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140
	計	460	460	460	460	460	460	460	460	460	460	460	460	460
環境理工学部	環境数理学科	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
	環境デザイン工学科	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
	環境管理工学科	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
	環境物質工学科	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
	計	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150
農学部	総合農業科学科	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120
	計	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120
合 計		2,198	2,198	2,198	2,198	2,198	2,198	2,193	2,193	2,183	2,183	2,183	2,183	2,183

6 別表第2の規定にかかわらず、平成30年度から平成31年度までの研究科専攻別(法務研究科及び教育学研究科教職実践専攻を除く。)の収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程 博士前期課程		前期及び後期の区別を設けない博士課程 博士後期課程		
		収容定員		収容定員		
		平成 30年度	平成 31年度	平成 30年度	平成 31年度	
教育学研究科	教育科学専攻	37	74	—	—	
	従前の 専攻	学校教育学専攻	6	—	—	—
		発達支援学専攻	9	—	—	—

		教科教育学専攻	47	—	—	—	
		教育臨床心理学専攻	8	—	—	—	
		計	107	74	—	—	
社会文化科学研究科		国際社会専攻	14	28	—	—	
		日本・アジア文化専攻	12	24	—	—	
		人間社会文化専攻	30	60	—	—	
		法政理論専攻	15	30	—	—	
		経済理論・政策専攻	6	12	—	—	
		組織経営専攻	25	22	—	—	
		社会文化学専攻	—	—	36	36	
		従前の専攻	社会文化基礎学専攻	27	—	—	—
			比較社会文化学専攻	40	—	—	—
			公共政策科学専攻	19	—	—	—
		計	188	176	36	36	
自然科学研究科		数理物理学専攻	76	76	26	22	
		分子科学専攻	48	48	—	—	
		生物科学専攻	44	44	—	—	
		地球科学専攻	32	32	—	—	
		機械システム工学専攻	196	196	—	—	
		電子情報システム工学専攻	180	180	—	—	
		応用化学専攻	100	100	19	17	
		地球惑星物質科学専攻	—	—	20	20	
		地球生命物質科学専攻	—	—	45	39	
		学際基礎科学専攻	—	—	10	20	
		産業創成工学専攻	—	—	60	57	
		従前の専攻	生命医用工学専攻	57	—	20	10
			計	733	676	200	185
	保健学研究科		保健学専攻	52	52	30	30
		計	52	52	30	30	
環境生命科学研究所		社会基盤環境学専攻	60	60	—	—	
		生命環境学専攻	46	46	—	—	
		資源循環学専攻	86	86	—	—	
		生物資源科学専攻	50	50	—	—	

	生物生産科学専攻	76	76	—	—
	環境科学専攻	—	—	66	66
	農生命科学専攻	—	—	60	60
	計	318	318	126	126
医歯薬学総合研究科	医歯科学専攻	40	40	—	—
	薬科学専攻	77	74	29	28
	生体制御科学専攻	—	—	100	100
	病態制御科学専攻	—	—	248	248
	機能再生・再建科学専攻	—	—	112	112
	社会環境生命科学専攻	—	—	52	52
	計	117	114	541	540
ヘルスシステム統合科学研究科	ヘルスシステム統合科学専攻	80	160	16	32
	計	80	160	16	32
合 計		1,595	1,570	949	949

7 別表第3の規定にかかわらず、平成29年度から平成30年度までの法務研究科の収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	法科大学院課程	
		収容定員	
		平成29年度	平成30年度
法務研究科	法務専攻	84	78
	計	84	78
合 計		84	78

8 別表第4の規定にかかわらず、平成30年度の教育学研究科教職実践専攻の収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	教職大学院の課程
		収容定員
		平成30年度
教育学研究科	教職実践専攻	65
	計	65
合 計		65

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第50条第1項の規定にかかわらず、医歯学総合研究科の教授会は、平成17年3月31日に在学する学生が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、保健学研究科（修士課程）及び医歯学総合研究科は、平成17年3月31日に在学する学生が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 4 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、自然科学研究科の分子・生物科学専攻、薬品科学専攻、医療薬学専攻、環境システム学専攻、環境保全工学専攻、数理電子科学専攻、基盤生産システム科学専攻、物質分子科学専攻、生体機能科学専攻、生命分子科学専攻、資源管理科学専攻、地球・環境システム科学専攻及びエネルギー転換科学専攻は、平成17年3月31日に在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 5 第3項及び第4項の規定により存続する研究科における学生の教育に係る事項については、従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第13条の規定にかかわらず、教育学部総合教育課程及び薬学部総合薬学科は、平成18年3月31日に在学する学生が当該課程又は学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 改正後の第50条第1項の規定にかかわらず、文化科学研究科の教授会は、平成18年3月31日に在学する学生が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 4 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、文化科学研究科は、平成18年3月31日に在学する学生が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 5 第2項及び前項の規定により存続する課程及び学科並びに研究科における学生の教育に係る事項については、従前の例によるものとする。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第15条の規定にかかわらず、特殊教育特別専攻科は、平成19年3月31日に在学する学生が当該専攻科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 前項の規定により存続する専攻科における学生の教育に係る事項については、従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、教育学研究科の学校教育専攻、障害児教育専攻、国語教育専攻、社会科教育専攻、数学教育専攻、理科教育専攻、音楽教育専攻、美術教育専攻、保健体育専攻、技術教育専攻、家政教育専攻、英語教育専攻、養護教育専攻、学校教育臨床専攻、カリキュラム開発専攻及び教育組織マネジメント専攻は、平成20年3月31日に在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 前項の規定により存続する専攻における学生の教育に係る事項については、従前の例

によるものとする。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、自然科学研究科の地球物質科学専攻は、平成21年3月31日に在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 前項の規定により存続する専攻における学生の教育に係る事項については、従前の例によるものとする。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、医歯薬学総合研究科創薬生命科学専攻（前期2年の博士課程）は、平成22年3月31日に在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 前項の規定により存続する専攻における学生の教育に係る事項については、従前の例によるものとする。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第13条第1項の規定にかかわらず、工学部の機械工学科、物質応用化学科、電気電子工学科、情報工学科、生物機能工学科、システム工学科及び通信ネットワーク工学科は、平成23年3月31日に在学する学生が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 前項の規定により存続する学科における学生の教育に係る事項については、従前の例によるものとする。

附 則

この学則は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年11月15日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第21条の改正規定は、平成24年2月1日から施行する。
- 2 改正後の第50条第1項の規定にかかわらず、環境学研究科の教授会は、平成24年3月31日に在学する学生が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、環境学研究科は、平成24年3月31日に在学する学生が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 4 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、自然科学研究科の物質生命工学専攻、生物資源科学専攻、生物圏システム科学専攻、先端基礎科学専攻、機能分子化学専攻及びバイオサイエンス専攻並びに医歯薬学総合研究科の創薬生命科学専攻は、平成24年

3月31日に在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
5 前2項の規定により存続する研究科及び専攻における学生の教育に係る事項については、従前の例によるものとする。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年1月28日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、改正後の第27条及び第50条は、平成27年1月1日から施行する。

2 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、自然科学研究科の博士前期課程及び博士後期課程の化学生命工学専攻は、それぞれ、平成27年3月31日に在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 前項の規定により存続する専攻における学生の教育に係る事項については、従前の例によるものとする。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

2 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、教育学研究科の学校教育学専攻、発達支援学専攻、教科教育学専攻及び教育臨床心理学専攻並びに社会文化科学研究科の社会文化基礎学専攻、比較社会文化学専攻及び公共政策科学専攻並びに自然科学研究科の生命医用工学専攻は、それぞれ、平成30年3月31日に在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 前項の規定により存続する専攻における学生の教育に係る事項については、従前の例によるものとする。

別表第1（第52条関係）

学 部	学 科 等	収容定員	入学定員	編入学定員
		人	人	人
文学部	人文学科 計	700 700	175 175	
教育学部	学校教育教員養成課程 養護教諭養成課程 計	1,000 120 1,120	250 30 280	
法学部	法学科 昼間コース 夜間主コース 計	820 80 900	205 20 225	
経済学部	経済学科 昼間コース 夜間主コース 計	820 160 980	205 40 245	
理学部	数学科 物理学科 化学科 生物学科 地球科学科 計	80 140 120 120 100 40 600	20 35 30 30 25 140	20 20
医学部	医学科 保健学科 看護学専攻 放射線技術科学専攻 検査技術科学専攻 計	625 340 170 170 1,305	100 80 40 40 260	5 10 5 5 25
歯学部	歯学科 計	313 313	48 48	5 5
薬学部	薬学科 創薬科学科 計	240 160 400	40 40 80	

工学部	機械システム系学科	640	160	
	電気通信系学科	400	100	
	情報系学科	240	60	
	化学生命系学科	560	140	
	計	60		30
	計	1,900	460	30
環境理工学部	環境数理学科	80	20	
	環境デザイン工学科	200	50	
	環境管理工学科	160	40	
	環境物質工学科	160	40	
	計	600	150	
農学部	総合農業科学科	480	120	
	計	480	120	
合 計		9,298	2,183	80

備考 1 理学部，医学部保健学科及び工学部の編入学定員は，第3年次編入学定員である。

2 医学部医学科及び歯学部の編入学定員は，第2年次編入学定員である。

別表第2（第67条関係）

研究科名	専攻名	修士課程 博士前期課程		前期及び後期の課程の区分を設けない博士課程 博士後期課程	
		収容定員	入学定員	収容定員	入学定員
教育学研究科	教育学専攻計	人 74 74	人 37 37	人 — —	人 — —
社会文化科学研究科	国際社会専攻 日本・アジア文化専攻 人間社会文化専攻 法政理論専攻 経済理論・政策専攻 組織経営専攻 社会文化学専攻 計	28 24 60 30 12 22 — 176	14 12 30 15 6 11 — 88	— — — — — — 36 36	— — — — — — 12 12
自然科学研究科	数理物理学専攻 分子科学専攻 生物学専攻 地球科学専攻 機械システム工学専攻 電子情報システム工学専攻 応用化学専攻 地球惑星物質科学専攻 地球生命物質科学専攻 学際基礎科学専攻 産業創成工学専攻 計	76 48 44 32 196 180 100 — — — — 676	38 24 22 16 98 90 50 — — — — 338	18 — — — — — 15 20 33 30 54 170	6 — — — — — 5 4 11 10 18 54
保健学研究科	保健学専攻計	52 52	26 26	30 30	10 10
環境生命科学研究科	社会基盤環境学専攻 生命環境学専攻 資源循環学専攻 生物資源科学専攻 生物生産科学専攻 環境科学専攻 農生命科学専攻 計	60 46 86 50 76 — — 318	30 23 43 25 38 — — 159	— — — — — 66 60 126	— — — — — 22 20 42
医歯薬学総合研究科	医歯科学専攻 薬科学専攻 生体制御科学専攻 病態制御科学専攻	40 74 — —	20 37 — —	— 27 100 248	— 9 25 62

	機能再生・再建科学専攻	—	—	112	28
	社会環境生命科学専攻	—	—	52	13
	計	114	57	539	137
ヘルスシステム 統合科学研究科	ヘルスシステム統合 科学専攻	160	80	48	16
	計	160	80	48	16
合	計	1,570	785	949	271

別表第3（第67条関係）

研究科名	専攻名	法科大学院の課程	
		収容定員	入学定員
法務研究科	法務専攻	人	人
		72	24
	計	72	24
合	計	72	24

別表第4（第67条関係）

研究科名	専攻名	教職大学院の課程	
		収容定員	入学定員
教育学研究科	教職実践専攻	人	人
		90	45
	計	90	45
合	計	90	45

- 1 記号番号 岡大学則第 号
 2 制定期月日 平成 年 月 日
 3 制 定 者 岡山大学長 横野 博史
 4 改 正 理 由 大学院ヘルスシステム統合科学研究科設置並びに教育学研究科，社会文化科学研究科，自然科学研究科及び医歯薬学総合研究科の改組に伴う所要事項の整備のため。

国立大学法人岡山大学管理学則の一部改正新旧対照表（案）

改 正		現 行	
第1条～第55条（略） （研究科，専攻，課程及び講座等） 第56条 大学院に置く研究科及び専攻並びにその課程の別は次のとおりとする。	第1条～第55条（略） （研究科，専攻，課程及び講座等） 第56条 大学院に置く研究科及び専攻並びにその課程の別は次のとおりとする。		
研究科名	専 攻	研究科名	専 攻
教育学研究科	教育学専攻 教職実践専攻	教育学研究科	学校教育学専攻，発達支援学専攻，教科教育学専攻，教育臨床心理学専攻 教職実践専攻
社会文化科学研究科	国際社会専攻，日本・アジア文化専攻，人間社会文化専攻，法政理論専攻，経済理論・政策専攻，組織経営専攻 社会文化学専攻	社会文化科学研究科	社会文化基礎学専攻，比較社会文化学専攻，公共政策科学専攻，経営専攻 社会文化学専攻
自然科学研究科	数理物理学専攻，分子科学専攻，生物学専攻，地球科学専攻，機械システム工学専攻，電子情報システム工学専攻，応用化学専攻 地球惑星物質科学専攻	自然科学研究科	数理物理学専攻，分子科学専攻，生物学専攻，地球科学専攻，地球システム工学専攻，電子情報システム工学専攻，応用化学専攻，生命医用工学専攻 地球惑星物質科学専攻
保健学研究科	保健学専攻 保健学専攻	保健学研究科	保健学専攻 保健学専攻
環境生命科学研究科	社会基礎環境学専攻，生命環境学専攻，資源循環学専攻，生物資源科学専攻，生物生産科学専攻	環境生命科学研究科	社会基礎環境学専攻，生命環境学専攻，資源循環学専攻，生物資源科学専攻，生物生産科学専攻
課程の別	修士課程 専門職学位課程 博士課程（前期2年） 博士課程（後期3年）	課程の別	修士課程 専門職学位課程 博士課程（前期2年） 博士課程（後期3年） 博士課程（前期2年） 博士課程（後期3年）

	環境科学専攻，農生命科学専攻	博士課程 (後期3年)
医歯薬学総合研究科	医歯科学専攻	修士課程
	薬科学専攻	博士課程 (前期2年)
	生体制御科学専攻，病態制御科学専攻，機能再生・再建科学専攻，社会環境生命科学専攻	博士課程
	薬科学専攻	博士課程 (後期3年)
	ヘルスシステム統合科学専攻	博士課程 (前期2年)
	ヘルスシステム統合科学専攻	博士課程 (後期3年)
法務研究科	法務専攻	専門職学位 課程

2 社会文化科学研究科，自然科学研究科（地球惑星物質科学専攻を除く。），保健学研究科，環境生命科学研究所，医歯薬学総合研究科（生体制御科学専攻，病態制御科学専攻，機能再生・再建科学専攻及び社会環境生命科学専攻を除く。）及びヘルスシステム統合科学研究科の博士課程は，前期2年の博士課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の博士課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し，博士前期課程は，これを修士課程として取り扱う。

3～6 （略）

第57条～第66条 （略）

（収容定員等）

第67条 研究科専攻別収容定員等は，別表第2，別表第3及び別表第4のとおりとする。

第68条 （略）

附 則（平成16年4月1日学則第1号）

1 この学則は，平成16年4月1日から施行する。

2～5 （略）

6 別表第2の規定にかかわらず，平成30年度から平成31年度までの研究科専攻別（法務研究科及び教育学研究科教職実践専攻を除く。）の収容定員は，次の表のとおりとする。

	環境科学専攻，農生命科学専攻	博士課程 (後期3年)
医歯薬学総合研究科	医歯科学専攻	修士課程
	薬科学専攻	博士課程 (前期2年)
	生体制御科学専攻，病態制御科学専攻，機能再生・再建科学専攻，社会環境生命科学専攻	博士課程
	薬科学専攻	博士課程 (後期3年)
	_____	_____
	_____	_____
法務研究科	法務専攻	専門職学位 課程

2 社会文化科学研究科，自然科学研究科（地球惑星物質科学専攻を除く。），保健学研究科，環境生命科学研究所及び医歯薬学総合研究科（生体制御科学専攻，病態制御科学専攻，機能再生・再建科学専攻及び社会環境生命科学専攻を除く。）

の博士課程は，前期2年の博士課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の博士課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し，博士前期課程は，これを修士課程として取り扱う。

3～6 （略）

第57条～第66条 （略）

（収容定員等）

第67条 研究科専攻別収容定員等は，別表第2，別表第3及び別表第4のとおりとする。

第68条 （略）

附 則（平成16年4月1日学則第1号）

1 この学則は，平成16年4月1日から施行する。

2～5 （略）

6 別表第2の規定にかかわらず，平成27年度から平成28年度までの研究科専攻別（法務研究科及び教育学研究科教職実践専攻を除く。）の収容定員は，次の表のとおりとする。

電子情報システム工学専攻	130	180	—	—
応用化学専攻	100	100	12	17
生命医用工学専攻	—	—	—	—
地球惑星物質科学専攻	—	—	20	20
地球生命物質科学専攻	—	—	45	39
学際基礎科学専攻	—	—	10	20
産業創成工学専攻	—	—	60	57
従前の 生命医用工学専攻	57	—	20	10
計	733	676	200	185
保健学専攻	52	52	30	30
計	52	52	30	30
社会基盤環境学専攻	60	60	—	—
生命環境学専攻	46	46	—	—
資源循環学専攻	86	86	—	—
生物資源科学専攻	50	50	—	—
生物生産科学専攻	76	76	—	—
環境科学専攻	—	—	66	66
農生命科学専攻	—	—	60	60
計	318	318	126	126
医歯科学専攻	40	40	—	—
薬科学専攻	77	74	22	23
生体制御科学専攻	—	—	100	100
病態制御科学専攻	—	—	248	248
機能再生・再建科学専攻	—	—	112	112
社会環境生命科学専攻	—	—	52	52
計	117	114	541	540
ヘルスシステム総合科学専攻	80	160	16	32
計	80	160	16	32
合計	1,595	1,570	949	949

電子情報システム工学専攻	104	180	—	—
応用化学専攻	50	100	7	14
生命医用工学専攻	57	114	10	20
地球惑星物質科学専攻	—	—	20	20
地球生命物質科学専攻	—	—	51	51
学際基礎科学専攻	—	—	—	—
産業創成工学専攻	—	—	71	67
従前の 生命医用工学専攻	80	—	26	16
計	790	790	215	215
保健学専攻	52	52	30	30
計	52	52	30	30
社会基盤環境学専攻	60	60	—	—
生命環境学専攻	46	46	—	—
資源循環学専攻	86	86	—	—
生物資源科学専攻	50	50	—	—
生物生産科学専攻	76	76	—	—
環境科学専攻	—	—	66	66
農生命科学専攻	—	—	60	60
計	318	318	126	126
医歯科学専攻	40	40	—	—
薬科学専攻	80	80	20	20
生体制御科学専攻	—	—	100	100
病態制御科学専攻	—	—	248	248
機能再生・再建科学専攻	—	—	112	112
社会環境生命科学専攻	—	—	52	52
計	120	120	542	542
合計	1,620	1,620	949	949

7 (略)

8 別表第4の規定にかかわらず、平成30年度の教育学研究科教職実践専攻の収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	教職大学院の課程	
		収容定員	平成30年度
教育学研究科	教職実践専攻	65	
	計	65	
合計		65	

附 則

- この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、教育学研究科の学校教育学専攻、発達支援学専攻、教科教育学専攻及び教育臨床心理学専攻並びに社会文化科学研究科の社会文化基礎学専攻、比較社会文化学専攻及び公共政策科学専攻並びに自然科学研究科の生命医工学専攻は、それぞれ、平成30年3月31日に在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 前項の規定により存続する専攻における学生の教育に係る事項については、従前の例によるものとする。

別表第1 (略)

別表第2 (第67条関係)

研究科名	専攻名	修士課程		博士前期課程		博士後期課程	
		収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員
教育学研究科	教育学専攻	74	37	人	人	人	人
	計	74	37				

別表第1 (略)

別表第2 (第67条関係)

研究科名	専攻名	修士前期課程		博士後期課程	
		収容定員	入学定員	収容定員	入学定員
教育学研究科	教育学専攻	12	6	人	人
	発達支援学専攻	18	9		
	教科教育専攻	94	47		
	教育臨床心理学専攻	16	8		
	計	140	70		

社会文化科学研究科	国際社会専攻 日本・アジア文化専攻 人間社会文化専攻 法政理論専攻 経済理論・政策専攻 組織経営専攻 社会文化学専攻 計	28 24 60 30 12 — — 22 176	14 12 30 15 6 — — 11 88	— — — — — — — — 36 36	— — — — — — — — — — 12 12
自然科学研究科	数理物理学専攻 分子物理学専攻 地球科学専攻 機械システム工学専攻 電子情報システム工学専攻 応用化学専攻 地球惑星物質科学専攻 地球生命物質科学専攻 産業創成工学専攻 計	76 48 44 32 196 180 100 — — — 676	38 24 22 16 98 90 50 — — — 338	30 — — — — 21 30 20 51 63 215	10 — — — — 7 10 4 17 — 21 59
保健学研究科	保健学専攻 計	52 52	26 26	30 30	10 10
環境生命科学研究科	社会基盤環境学専攻 生命環境学専攻 資源循環科学専攻 生物資源科学専攻 環境産科学専攻 農業生命科学専攻 計	60 46 86 50 76 — — 318	30 23 43 25 38 — — 159	— — — — — 66 60 126	— — — — — 22 20 42
医歯薬学総合研究科	歯科学専攻 薬科学専攻 生体制御科学専攻 病態制御科学専攻 機能再生・再建科学専攻 社会環境生命科学専攻 計	40 74 — — — — 114	20 37 — — — — 57	— 30 100 248 112 52 542	— 10 25 62 28 13 138
ヘルスシステム総合科学研究科	ヘルスシステム統合科学専攻 計	160 160	80 80	— —	— —
合	計	1,570	785	949	271

社会文化科学研究科	社会文化基礎学専攻 比較社会文化学専攻 公共政策科学専攻 組織経営専攻 社会文化学専攻 計	54 80 38 28 — 200	27 40 19 14 — 100	— — — — — 36 36	— — — — — 12 12
自然科学研究科	数理物理学専攻 分子物理学専攻 地球科学専攻 機械システム工学専攻 電子情報システム工学専攻 応用化学専攻 地球惑星物質科学専攻 地球生命物質科学専攻 産業創成工学専攻 計	76 48 44 32 196 180 100 — — — 790	38 24 22 16 98 90 50 — — — 395	30 — — — — 21 30 20 51 63 215	10 — — — — 7 10 4 17 — 21 59
保健学研究科	保健学専攻 計	52 52	26 26	30 30	10 10
環境生命科学研究科	社会基盤環境学専攻 生命環境学専攻 資源循環科学専攻 生物資源科学専攻 環境産科学専攻 農業生命科学専攻 計	60 46 86 50 76 — — 318	30 23 43 25 38 — — 159	— — — — — 66 60 126	— — — — — 22 20 42
医歯薬学総合研究科	歯科学専攻 薬科学専攻 生体制御科学専攻 病態制御科学専攻 機能再生・再建科学専攻 社会環境生命科学専攻 計	40 80 — — — — 120	20 40 — — — — 60	— 30 100 248 112 52 542	— 10 25 62 28 13 138
ヘルスシステム総合科学研究科	ヘルスシステム統合科学専攻 計	160 160	80 80	— —	— —
合	計	1,620	810	949	271

別表第3 (略)

別表第4 (第67条関係)

研究科名	専攻名	教職大学院の課程	
		収容定員	入学定員
教育学研究科	教職実践専攻 計	人 90 <u>90</u>	人 45 <u>45</u>
合 計		90	45

別表第3 (略)

別表第4 (第67条関係)

研究科名	専攻名	教職大学院の課程	
		収容定員	入学定員
教育学研究科	教職実践専攻 計	人 40 <u>40</u>	人 20 <u>20</u>
合 計		40	20

岡山大学学位規則（案）

〔平成16年4月1日〕
岡大規則第1号

改正 平成17年2月24日規則第2号
平成17年12月1日規則第9号
平成18年1月26日規則第2号
平成19年2月 1日規則第5号
平成20年2月21日規則第7号
平成21年2月25日規則第4号
平成22年2月25日規則第3号
平成24年3月22日規則第1号
平成25年5月28日規則第9号
平成26年3月27日規則第1号
平成27年1月27日規則第1号
平成27年3月31日規則第20号
平成28年2月23日規則第2号
平成 年 月 日規則第 号

（目的）

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項の規定に基づき、岡山大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

（学位）

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士並びに専門職学位のうちの法務博士（専門職）及び教職修士（専門職）とする。

（学士の学位授与の要件）

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与するものとする。

（修士の学位授与の要件）

第4条 修士の学位は、本学大学院研究科（以下「研究科」という。）の修士課程又は博士前期課程を修了した者に授与するものとする。

2 前項に定めるもののほか、修士の学位は、一貫制博士課程（医学、歯学及び薬学を履修する一貫制博士課程を除く。）において、岡山大学大学院学則（平成16年岡大規則第3号）第36条に規定する修士課程の修了に相当する要件を満たした者にも授与することができる。

（博士の学位授与の要件）

第5条 博士の学位は、研究科の一貫制博士課程又は博士後期課程を修了した者に授与するものとする。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、大学院の博士課程を経ない者であっても、本学に学位論文を提出し、研究科の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力があると確認（以下「学力の確認」という。）された者にも授与するものとする。

（専門職学位の学位授与の要件）

第6条 専門職学位の学位は、研究科の専門職学位課程を修了した者に授与するものとする。

（修士及び博士の学位の申請）

第7条 修士の学位の授与を受けようとする者は、所定の学位申請書に学位論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「修士論文等」という。）を添え、研究科長に提出するものとする。

2 博士の学位の授与を受けようとする者は、所定の学位申請書に次の各号に掲げる書類等（第1号及び第2号については、当該電子データを含む。）を添え、研究科長を経て学長に提出するものとする。

- 一 学位論文
- 二 学位論文の要旨
- 三 論文目録
- 四 履歴書
（学位論文）

第8条 学位論文は、自著とし、1篇に限る。ただし、参考として他の論文を提出することができる。

2 審査のため必要があるときは、学位論文提出者に、論文の訳文、模型又は標本等の提出を求めることができる。

（在学者の論文提出の時期）

第9条 学位論文（修士の学位の授与を受けようとする者にあつては、特定の課題についての研究の成果を含む。第12条及び第13条において同じ。）は、在学期間中に提出するものとし、その時期は、各研究科において定める。

（審査の付託）

第10条 学長は、博士論文を受理したときは、社会文化科学研究科、自然科学研究科、保健学研究科、環境生命科学研究科、医歯薬学総合研究科又はヘルスシステム統合科学研究科の教授会に、その審査を付託するものとする。

2 前項の規定により審査を付託された教授会は、論文の内容及び専攻科目に関係ある教授又は准教授の中から審査委員3名以上を選出して、論文の審査及び最終試験又は学力の確認に関する事項を委嘱するものとする。ただし、必要があるときは、教授会の議を経て、講師を審査委員に充てることができる。

3 前項の規定にかかわらず、学位論文の審査に当たって必要があるときは、教授会の議を経て、他の大学の大学院又は研究所等の教員等を審査委員として加えることができる。

（審査期間）

第11条 修士論文等は、提出者の在学期間中に審査を終了するものとする。

2 博士論文は、受理した日から1年以内に審査を終了するものとする。

（最終試験）

第12条 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある科目につき筆答又は口頭によって行うものとする。

（論文の不返還）

第13条 提出された学位論文は、返還しない。

（合否の議決等）

第14条 博士論文の審査、最終試験及び学力の確認の合否の議決は、第10条に規定する審査委員の報告に基づいて教授会で行う。

2 前項に規定する合否の議決をするには、教授会の構成員である教授の2分の1以上が出席し、かつ、構成員の2分の1以上であつてその定める割合以上の出席を要し、無記名投票により、出席者の半数以上であつてその定める割合以上の賛成がなければならない。

（研究科長の報告）

第15条 教授会において修士又は博士の学位を授与すべきものと議決したときは、研究科長は、速やかに次に掲げる事項を記載した書類を添えて、その旨を学長に報告しなければならない。

- 一 授与する学位
- 二 授与する年月日
- 三 博士の場合は、第5条第1項又は第2項のいずれの規定によるかの別

四 博士の場合は、論文審査及び最終試験又は学力の確認の結果の要旨

五 博士の場合は、論文審査及び最終試験又は学力の確認を担当した機関に関する事項

2 学位を授与できないと議決した者については、その旨を学長に報告する。

(学位の授与)

第16条 学長は、学位を授与すべきものと認めた者には、学位記を交付して学位を授与し、前条第2項の報告に基づき、学位を授与すべきでないと認めた者には、その旨を通知する。

2 前項の規定により、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3月以内に、学位規則第12条に定める様式により文部科学大臣に報告するものとする。

(専攻分野の付記等)

第17条 前条第1項の規定により授与する学位には、次項に定めるものを除き、別表第1に定めるところにより専攻分野の名称を付記するものとする。

2 専門職学位課程を修了した者に対し授与する学位は、別表第2に定めるところによる。

(学位の名称)

第18条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「岡山大学」と付記するものとする。

(第5条第2項の規定に基づく学位の授与)

第19条 第5条第2項の規定により博士の学位を受けようとする者は、所定の学位申請書に第7条第2項各号に掲げるもののほか論文審査手数料57,000円を添え、研究科長を経て学長に提出するものとする。ただし、本学大学院の一貫制博士課程又は博士後期課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学後1年以内に博士の論文を提出した場合には、論文審査手数料を免除することができる。

2 学力の確認は、口頭試問及び筆答試問によって行い、外国語については、2種類を課するものとする。ただし、外国語について教授会が特別の事由があると認めるときは、1種類のみとすることができる。

3 研究科の一貫制博士課程に5年(医学、歯学及び薬学を履修する一貫制博士課程にあつては、4年)又は博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者が、大学院に再入学しないで学位の授与を受けようとするときは、第5条第2項の規定によらなければならない。ただし、退学後5年以内の者は、第5条第1項に該当する者と同等以上の学力を有する者とみなし、前項に規定する学力の確認のための試問を免除する。

4 既納の論文審査手数料は、返還しない。

(論文要旨等の公表)

第20条 本学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第21条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、学位の授与を受ける前にすでに公表しているときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において学長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供しなければならない。

3 第1項本文の場合は、「岡山大学審査学位論文」と明記しなければならない。

4 博士の学位を授与された者が行う前3項の規定による公表は、本学の関係部署の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位授与の取消)

第22条 本学において学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、教授会の議を経て学位を取消し、学位記を返納させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 教授会が前項の規定による議決を行う場合には、第14条第2項の規定を準用する。
(学位記の様式)

第23条 学位記の様式は、別紙様式第1から別紙様式第6までのとおりとする。
(雑則)

第24条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し、必要な事項は、各学部及び各研究科において定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成27年3月1日前に、学生の募集を停止した研究科又は専攻（以下「旧研究科等」という。）に在学する学生が、同日以後に同研究科等を修了した場合に授与する学位記の学位及び学位に付記する専攻分野の英文名称は、次表のとおりとする。

学位	旧研究科等 (英文名称)	専攻分野の 名称	学位及び学位に付記する専攻分野の 英文名称
修士	自然科学研究科 (Graduate School of Natural Science and Technology)	農学	Master of Agriculture
	環境学研究科 (Graduate School of Environmental Science)	環境学 学術	Master of Environmental Science Master of Philosophy
博士	医歯学総合研究科 (Graduate School of Medicine and Dentistry)	医学 歯学 学術	Doctor of Philosophy in Medical Science Doctor of Philosophy in Dental Science Doctor of Philosophy
	自然科学研究科 (Graduate School of Natural Science and Technology)	農学	Doctor of Philosophy in Agriculture
	環境学研究科 (Graduate School of Environmental Science)	環境学 学術	Doctor of Philosophy in Environmental Science Doctor of Philosophy

附 則

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第1の規定にかかわらず、平成17年3月31日に自然科学研究科博士前期課程（薬品科学専攻、医療薬学専攻、環境システム学専攻、環境保全工学専攻）、自然科学研究科博士後期課程及び医歯学総合研究科に在学する者については、なお従前の例による。

3 第5条第2項の規定による学位の授与で改正前の別表第1の医歯学総合研究科に係るものについては、医歯薬学総合研究科を修了した者に対し学位を授与するまでの間、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定にかかわらず、平成18年3月31日に薬学部及び文化科学研究科に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 第5条第2項による学位の授与で改正前の別表第1文化科学研究科に係るものについては、社会文化科学研究科を修了した者に対し学位を授与するまでの間、なお従前の例による。
- 4 第5条第2項による学位の授与で社会文化科学研究科に係るものについては、同研究科の博士後期課程を修了した者に対し学位を授与した後に、行うものとする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定にかかわらず、平成20年3月31日に社会文化科学研究科の博士後期課程に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 社会文化科学研究科に係る第5条第2項による学位の授与で、付記する専攻分野の名称が経営学であるものについては、同研究科の博士後期課程を修了した者に対して当該専攻分野を付記する学位を授与した後に、行うものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定にかかわらず、平成20年3月31日以前に社会文化科学研究科の博士前期課程に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第1の規定にかかわらず、平成21年3月31日以前に保健学研究科の博士後期課程に入学した者については、なお従前の例による。
- 4 保健学研究科に係る第5条第2項による学位の授与で、付記する専攻分野の名称が看護学であるものについては、同研究科の博士後期課程を修了した者に対して当該専攻分野を付記する学位を授与した後に、行うものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定にかかわらず、平成22年3月31日以前に医歯薬学総合研究科の博士前期課程に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定にかかわらず、平成24年3月31日以前に自然科学研究科及び環境学研究科並びに医歯薬学総合研究科の一貫制博士課程及び博士後期課程に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 改正前の別表第1の自然科学研究科に係る第5条第2項の規定による学位の授与で、付記する専攻分野の名称が農学であるものについては、環境生命科学研究科の博士後期課程を修了して当該専攻分野を付記する学位を授与するまでの間、なお従前の例による。
- 4 改正前の別表第1の環境学研究科に係る第5条第2項の規定による学位の授与については、環境生命科学研究科の博士後期課程を修了した者に対し学位を授与するまでの間、なお従前の例による。
- 5 改正前の別表第1の医歯薬学総合研究科（博士後期課程に限る。）に係る第5条第2項の規定による学位の授与で、付記する専攻分野の名称が薬学であるものについては、平成24年3月31日に在学する学生が当該研究科に在学しなくなるまでの間、なお従前の例による。
- 6 環境生命科学研究科に係る第5条第2項の規定による学位の授与については、同研究科の博士後期課程を修了した者に対し学位を授与した後に、行うものとする。
- 7 医歯薬学総合研究科（一貫制博士課程に限る。）に係る第5条第2項の規定による学位の授与で、付記する専攻分野の名称が薬学であるものについては、同研究科の一貫制

博士課程を修了した者に対して当該専攻分野を付記する学位を授与した後に、行うものとする。

- 8 医歯薬学総合研究科（博士後期課程に限る。）に係る第5条第2項の規定による学位の授与で、付記する専攻分野の名称が薬科学であるものについては、同研究科の博士後期課程を修了した者に対して当該専攻分野を付記する学位を授与した後に、行うものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成25年6月1日から施行する。
- 2 改正後の第20条の規定は、この規則の施行の日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第21条の規定は、この規則の施行の日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定にかかわらず、平成25年度以前に医歯薬学総合研究科の修士課程に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成27年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定にかかわらず、平成26年度以前に環境生命科学研究科に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 環境生命科学研究科に係る第5条第2項による学位の授与で、付与する専攻分野の名称が理学又は工学であるものについては、同研究科の博士後期課程を修了した者に対して当該専攻分野を付記する学位を授与した後に、行うものとする。

附 則

この規則は、平成28年2月23日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別紙様式第 1

学士の学位記（マッチングプログラムコースの課程を修めて本学を卒業した者を除く者に授与する様式）

<p>Okayama University Okayama, Japan</p> <p>by authority of the President and on the recommendation of the School hereby confers upon</p> <p>Name Date of Birth:</p> <p>the Degree of Bachelor of ○○ for satisfactory completion of the course of study in the ○○○○ ○○○○</p> <p>In evidence whereof this diploma is awarded and attested by the seal of the University and the signatures</p> <p style="text-align: right;">○○○ ○,○○○○</p> <p>Degree Number: ○○○○○</p> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 40px; margin: 10px auto; text-align: center;">大学印</div> <p style="text-align: right;">Signature President, Okayama University</p> <p style="text-align: right;">Signature Dean, ○○</p> <p>Official Seal of Okayama University</p>	<p style="text-align: right;">第 号 学 位 記</p> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 40px; margin: 10px auto; text-align: center;">学 部 印</div> <p style="text-align: right;">氏 名 年 月 日生</p> <p>本学○○学部○○学科所定の課程を修めたことを認める</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">岡山大学○○学部長 ⑩</p> <p>本学の卒業を認め学士（○○）の学位を授与する</p> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 40px; margin: 10px auto; text-align: center;">大 学 印</div> <p style="text-align: right;">岡山大学長 ⑩</p>
--	---

別紙様式第 1 - 2

学士の学位記（マッチングプログラムコースの課程を修めて本学を卒業した者に授与する様式）

<p>Okayama University Okayama, Japan</p> <p>by authority of the President and on the recommendation of the School hereby confers upon</p> <p>Name Date of Birth:</p> <p>the Degree of Bachelor of Philosophy for satisfactory completion of the course of study in the Matching Program Course</p> <p>In evidence whereof this diploma is awarded and attested by the seal of the University and the signature</p> <p style="text-align: right;">○○○ ○,○○○○</p> <p>Degree Number: ○○○○○</p> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 40px; margin: 10px auto; text-align: center;">大 学 印</div> <p style="text-align: right;">Signature President, Okayama University</p> <p>Official Seal of Okayama University</p>	<p style="text-align: right;">第 号 学 位 記</p> <p style="text-align: right;">氏 名 年 月 日生</p> <p>本学マッチングプログラムコース所定の課程を修めたので本学の卒業を認め学士（学術）の学位を授与する</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 40px; margin: 10px auto; text-align: center;">大 学 印</div> <p style="text-align: right;">岡山大学長 ⑩</p>
--	--

別紙様式第 2

<p style="text-align: center;">Okayama University Okayama, Japan</p> <p style="text-align: center;">Name Date of Birth:</p> <p>having completed the approved course of study and passed the examinations in the Graduate School of ○○ has been duly admitted to the Degree of</p> <p style="text-align: center;">Master of ○○</p> <p style="text-align: right;">○○○ ○,○○○○</p> <p>Degree Number: ○○○○○</p> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 40px; margin: 10px auto; text-align: center; line-height: 40px;"> 大学印 </div> <p style="text-align: center;">Signature President, Okayama University</p> <p>Official Seal of Okayama University</p>	<p style="text-align: right;">修第 号</p> <p style="text-align: center;">学位記</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日生</p> <p>本学大学院○○研究科修士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士（○○）の学位を授与する</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">岡山大学長 印</p>
---	--

備考 博士前期課程を修了した者については、「修士課程」を「博士前期課程」に改め、特定の課題についての研究の成果の審査により学位の授与を受けた者については、「学位論文」を「特定の課題についての研究の成果」に改めるものとする。

別紙様式第 2 - 2

<p style="text-align: center;">Okayama University Okayama, Japan</p> <p style="text-align: center;">Name Date of Birth:</p> <p>having completed the approved course of study equivalent to a master's course and passed the examinations in the Division of Earth and Planetary Materials Science of the Graduate School of Natural Science and Technology has been duly admitted to the Degree of</p> <p style="text-align: center;">Master of ○○</p> <p style="text-align: right;">○○○ ○,○○○○</p> <p>Degree Number: ○○○○○</p> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 40px; margin: 10px auto; text-align: center; line-height: 40px;"> 大学印 </div> <p style="text-align: center;">Signature President, Okayama University</p> <p>Official Seal of Okayama University</p>	<p style="text-align: right;">修第 号</p> <p style="text-align: center;">学位記</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日生</p> <p>本学大学院自然科学研究科地球惑星物質科学専攻において修士課程の修了に相当する要件を満たしたので修士（○○）の学位を授与する</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">岡山大学長 印</p>
--	--

別紙様式第 3

博士（課程修了）の学位記

<p style="text-align: center;">Okayama University Okayama, Japan</p> <p style="text-align: center;">Name Date of Birth:</p> <p>having completed the approved course of study and passed the examinations in the Graduate School of ○○ has been duly admitted to the Degree of</p> <p style="text-align: center;">Doctor of ○○</p> <p style="text-align: right;">○○○ ○,○○○○</p> <p>Degree Number: ○○○○○</p> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 50px; margin: 10px auto; text-align: center; line-height: 50px;">大 学 印</div> <p style="text-align: center;">Signature President, Okayama University</p> <p>Official Seal of Okayama University</p>	<p style="text-align: right;">博甲第 号</p> <p style="text-align: center;">学 位 記</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日生</p> <p>本学大学院○○研究科博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士（○○）の学位を授与する</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">岡山大学長 印</p>
---	---

備考 研究科において必要があると認めた場合は、専攻名を加えること及び主文の次に論文題目を記載することが出来るものとする。

別紙様式第 4

博士（論文提出）の学位記

<p style="text-align: center;">Okayama University Okayama, Japan</p> <p style="text-align: center;">Name Date of Birth:</p> <p>having submitted a dissertation to this university and passed the required examinations has been duly admitted to the Degree of</p> <p style="text-align: center;">Doctor of ○○</p> <p style="text-align: right;">○○○ ○,○○○○</p> <p>Degree Number: ○○○○○</p> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 50px; margin: 10px auto; text-align: center; line-height: 50px;">大 学 印</div> <p style="text-align: center;">Signature President, Okayama University</p> <p>Official Seal of Okayama University</p>	<p style="text-align: right;">博乙第 号</p> <p style="text-align: center;">学 位 記</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日生</p> <p>本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士（○○）の学位を授与する</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">岡山大学長 印</p>
--	---

備考 研究科において必要があると認めた場合は、主文の次に論文題目を記載することが出来るものとする。

別紙様式第 5

<p style="text-align: center;">Okayama University Okayama, Japan</p> <p style="text-align: center;">by authority of the President and on the recommendation of the School hereby confers upon</p> <p style="text-align: center;">Name Date of Birth:</p> <p style="text-align: center;">the Degree of Juris Doctor for satisfactory completion of the course of study in the School of Law</p> <p>In evidence whereof this diploma is awarded and attested by the seal of the University and the signatures</p> <p style="text-align: right;">○○○ ○,○○○○</p> <p>Degree Number: ○○○○○</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 大学印 </div> <div style="text-align: center;"> <p>Signature President, Okayama University</p> <p>Signature Dean, School of Law</p> </div> </div> <p>Official Seal of Okayama University</p>	<p style="text-align: right;">法務博士第 号 学位記</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 法務研 究科印 </div> <div style="text-align: center;"> <p>氏 名</p> <p>年 月 日生</p> </div> </div> <p style="text-align: center;"> 本学大学院法務研究科所定の課程を修めたことを認める 年 月 日 岡山大学大学院法務研究科長 Ⓜ </p> <p style="text-align: center;"> 本学大学院法務研究科の修了を認め 法務博士（専門職）の学位を授与する </p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 大学印 </div> <div style="text-align: center;"> <p>岡山大学長 Ⓜ</p> </div> </div>
---	--

別紙様式第 6

<p style="text-align: center;">Okayama University Okayama, Japan</p> <p style="text-align: center;">by authority of the President and on the recommendation of the School hereby confers upon</p> <p style="text-align: center;">Name Date of Birth:</p> <p style="text-align: center;">the Degree of Master of Education for satisfactory completion of the course of study in the Department of Teaching and School Leadership of the Graduate School of Education</p> <p>In evidence whereof this diploma is awarded and attested by the seal of the University and the signatures</p> <p style="text-align: right;">○○○ ○,○○○○</p> <p>Degree Number: ○○○○○</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 大学印 </div> <div style="text-align: center;"> <p>Signature President, Okayama University</p> <p>Signature Dean, Graduate School of Education</p> </div> </div> <p>Official Seal of Okayama University</p>	<p style="text-align: right;">教職修士第 号 学位記</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 教育学研 究科印 </div> <div style="text-align: center;"> <p>氏 名</p> <p>年 月 日生</p> </div> </div> <p style="text-align: center;"> 本学大学院教育学研究科教職実践専攻 所定の課程を修めたことを認める 年 月 日 岡山大学大学院教育学研究科長 Ⓜ </p> <p style="text-align: center;"> 本学大学院教育学研究科教職実践専攻の 修了を認め教職修士（専門職）の学位を授 与する </p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 大学印 </div> <div style="text-align: center;"> <p>岡山大学長 Ⓜ</p> </div> </div>
--	--

別表第1（第17条第1項関係）

学位に付記する専攻分野の名称

学位	学部，研究科 (英文名称)	専攻分野の 名称	学位及び学位に付記する専攻分野の 英文名称
学士	文学部 (Faculty of Letters)	文学 学術	Bachelor of Arts Bachelor of Philosophy
	教育学部 (Faculty of Education)	教育学 学術	Bachelor of Education Bachelor of Philosophy
	法学部 (Faculty of Law)	法学 学術	Bachelor of Law Bachelor of Philosophy
	経済学部 (Faculty of Economics)	経済学 学術	Bachelor of Economics Bachelor of Philosophy
	理学部 (Faculty of Science)	理学 学術	Bachelor of Science Bachelor of Philosophy
	医学部 (Medical School)	医学 看護学 保健学 学術	Bachelor of Medicine Bachelor of Nursing Science Bachelor of Health Sciences Bachelor of Philosophy
	歯学部 (Dental School)	歯学	Bachelor of Dentistry
	薬学部 (Faculty of Pharmaceutical Sciences)	薬学 創薬科学 学術	Bachelor of Pharmacy Bachelor of Pharmaceutical Science Bachelor of Philosophy
	工学部 (Faculty of Engineering)	工学 学術	Bachelor of Engineering Bachelor of Philosophy
	環境理工学部 (Faculty of Environmental Science and Technology)	環境理工学 学術	Bachelor of Environmental Science and Technology Bachelor of Philosophy
農学部 (Faculty of Agriculture)	農学 学術	Bachelor of Agriculture Bachelor of Philosophy	
修士	教育学研究科 (Graduate School of Education)	教育学	Master of Arts in Education
	保健学研究科 (Graduate School of Health Sciences)	看護学 保健学	Master of Nursing Science Master of Health Sciences
	社会文化科学研究科 (Graduate School of Humanities and Social Sciences)	文学 法学 経済学 経営学	Master of Arts Master of Law Master of Economics Master of Business Administration

		公共政策学 文化科学 学术	Master of Public Policy Master of Cultural Sciences Master of Philosophy
	自然科学研究科 (Graduate School of Natural Science and Technology)	理学 工学 学术	Master of Science Master of Engineering Master of Philosophy
	環境生命科学研究科 (Graduate School of Environmental and Life Science)	理学 工学 環境学 農学 学术	Master of Science Master of Engineering Master of Environmental Science Master of Agriculture Master of Philosophy
	医歯薬学総合研究科 (Graduate School of Medicine, Dentistry and Pharmaceutical Sciences)	医科学 公衆衛生学 歯科学 薬科学 学术	Master of Medical Science Master of Public Health Master of Dental Science Master of Pharmaceutical Science Master of Philosophy
	ヘルスシステム統合科学研究科 (Graduate School of Interdisciplinary Science and Engineering in Health Systems)	統合科学	Master of Science in interdisciplinary studies
博士	社会文化科学研究科 (Graduate School of Humanities and Social Sciences)	文学 法学 経済学 経営学 文化科学 学术	Doctor of Philosophy in Letters Doctor of Philosophy in Law Doctor of Philosophy in Economics Doctor of Philosophy in Business Administration Doctor of Philosophy in Cultural Sciences Doctor of Philosophy
	自然科学研究科 (Graduate School of Natural Science and Technology)	理学 工学 学术	Doctor of Philosophy in Science Doctor of Philosophy in Engineering Doctor of Philosophy
	環境生命科学研究科 (Graduate School of Environmental and Life Science)	理学 工学 環境学 農学	Doctor of Philosophy in Science Doctor of Philosophy in Engineering Doctor of Philosophy in Environmental Science Doctor of Philosophy in Agriculture

	学術	Doctor of Philosophy
保健学研究科 (Graduate School of Health Sciences)	看護学 保健学	Doctor of Philosophy in Nursing Science Doctor of Philosophy in Health Sciences
医歯薬学総合研究科 (Graduate School of Medicine, Dentistry and Pharmaceutical Sciences)	医学 歯学 薬学 薬科学 学術	Doctor of Philosophy in Medical Science Doctor of Philosophy in Dental Science Doctor of Philosophy in Pharmaceutical Sciences Doctor of Philosophy in Pharmaceutical Sciences Master of Philosophy
ヘルスシステム統合科学研究科 (Graduate School of Interdisciplinary Science and Engineering in Health Systems)	統合科学	Doctor of Philosophy

備考 学士の学位の専攻分野の名称中「学術」については、マッチングプログラムコースの課程を修めて卒業を認定された者を対象とする。

別表第2（第17条第2項関係）

専 門 職 学 位

学位	研究科（英文名称）	学位の英文名称
法務博士（専門職）	法務研究科 (School of Law)	Juris Doctor
教職修士（専門職）	教育学研究科 (Graduate School of Education)	Master of Education

1 記号番号 岡大規則第 号 月 日
 2 制定年月日 平成 年 月 日
 3 制定者 岡山大学長
 4 改正理由 大学院ヘルスシステム統合科学研究科設置に伴う学位に付記する専攻分野の名称の追加のため。

岡山大学学位規則の一部改正新旧対照表 (案)

改 正		現 行	
第1条～第9条 (略) (審査の付託) 第10条 学長は、博士論文を受理したときは、社会文化科学研究科、自然科学研究科、保健学研究科、環境生命科学研究科又はヘルスシステム統合科学研究科の教授会に、その審査を付託するものとする。 2.3 (略) 第11条～第16条 (略) 第17条 前条第1項の規定により授与する学位には、次項に定めるものを除き、別表第1に定めるところにより専攻分野の名称を付記するものとする。 2 (略) 第18条～第24条 (略)	第1条～第9条 (略) (審査の付託) 第10条 学長は、博士論文を受理したときは、社会文化科学研究科、自然科学研究科、保健学研究科、環境生命科学研究科又はヘルスシステム統合科学研究科の教授会に、その審査を付託するものとする。 2.3 (略) 第11条～第16条 (略) 第17条 前条第1項の規定により専攻分野の名称を付記するものとする。 2 (略) 第18条～第24条 (略)		
<p><u>附 則</u> この規則は、平成30年4月1日から施行する。</p>		<p><u>附 則</u> この規則は、平成30年4月1日から施行する。</p>	
別紙様式第1～別紙様式第6 (略)		別紙様式第1～別紙様式第6 (略)	
別表第1 (第17条第1項関係)		別表第1 (第17条第1項関係)	
学位に付記する専攻分野の名称			
学位	学部、研究科 (英文名称)	専攻分野の 名称 (略)	学位及び学位に付記する専攻分野の 英文名称
学士			
修士		(略)	
	歯薬学総合研究科 (Graduate School of Medicine, Dentistry and Pharmaceutical Sciences)	医科学 公衆衛生学 歯科学 薬科学 学術	Master of Medical Science Master of Public Health Master of Dental Science Master of Pharmaceutical Science Master of Philosophy
	ヘルスシステム統合科学研究科 (Graduate School of Interdisciplinary Science and Engineering in Health Systems)	統合科学	Master of Science in interdisciplinary studies

博士		(略)	
	医歯薬学総合研究科 (Graduate School of Medicine, Dentistry and Pharmaceutical Sciences)	医学 歯学 薬学 薬科学 学術	Doctor of Philosophy in Medical Science Doctor of Philosophy in Dental Science Doctor of Philosophy in Pharmaceutical Sciences Doctor of Philosophy in Pharmaceutical Sciences Doctor of Philosophy
	ヘルスシステム統合科学研 究科 (Graduate School of Interdisciplinary Science and Engineering in Health Systems)	統合科学	Doctor of Philosophy

備考 学士の学位の専攻分野の名称中「学術」については、マッチングプログラム
コースの課程を修めて卒業を認定された者を対象とする。

別表第2 (略)

博士		(略)	
	医歯薬学総合研究科 (Graduate School of Medicine, Dentistry and Pharmaceutical Sciences)	医学 歯学 薬学 薬科学 学術	Doctor of Philosophy in Medical Science Doctor of Philosophy in Dental Science Doctor of Philosophy in Pharmaceutical Sciences Doctor of Philosophy in Pharmaceutical Sciences Doctor of Philosophy

備考 学士の学位の専攻分野の名称中「学術」については、マッチングプログラム
コースの課程を修めて卒業を認定された者を対象とする。

別表第2 (略)

岡山大学大学院ヘルスシステム統合科学研究科教授会規程

平成30年4月1日
岡大院 規程第 号

(趣旨)

第1条 この規程は、岡山大学教授会規則（平成16年岡大規則第20号）第10条の規定に基づき、大学院ヘルスシステム統合科学研究科教授会（以下「教授会」という。）の組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 教授会は、大学院ヘルスシステム統合科学研究科（以下「研究科」という。）の専任の教授で組織する。

2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めるときは、研究科を担当する教授及び研究科の専任の准教授を加えることができる。

(審議事項等)

第3条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

一 学生の入学及び課程の修了

二 学位の授与

三 教員の人事のための教育研究業績の審査に関する事項

四 教育課程の編成及び組織改編に関する事項

五 前4号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する次の事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べる。

一 大学院ヘルスシステム統合科学研究科長適任候補者の推薦に関する事項

二 中期目標についての意見に関する事項

三 中期計画及び年度計画に関する事項

四 学生の懲戒及び退学、転学、留学、休学、復学、再入学その他学生の在籍に関する事項

五 組織評価、教員活動評価、自己評価その他評価に関する事項

六 その他教育研究に関する事項で、学長が別に定めるもの

3 前2項に規定するもののほか、教授会は、大学院ヘルスシステム統合科学研究科長（以下「研究科長」という。）がつかさどる研究科の教育研究に関する次の事項について審議し、及び研究科長の求めに応じ、意見を述べる。

一 規程等の改廃に関する事項

二 その他研究科の教育研究に関する重要事項のうち、研究科長が必要と認めるもの

4 教員の人事のための教育研究業績の審査に関する事項を審議する場合は、前条第2項に定める研究科を担当する教授及び研究科の専任の准教授は加わらないものとする。

(会議の主宰及び議長)

第4条 研究科長は、教授会を主宰し、その議長となる。

2 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した副研究科長が、その職務を代理する。

(開催)

第5条 教授会は、定例に開催する。ただし、必要があるときは、臨時に開くことができる。

2 教授会構成員の3分の1以上の要求がある場合は、研究科長は、教授会を臨時に開くものとする。

(開催通知)

第6条 教授会の議事事項は、事前に構成員に通知しなければならない。ただし、特別の場合は、この限りではない。

(会議の成立)

第7条 教授会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、長期病気療養、長期出張等の事由によって出席できない構成員は、総数から除く。

(議決)

第8条 教授会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

2 第1項の規定にかかわらず、第3条第1項第2号及び第3条第1項第3号に掲げる事項の議事については、出席した構成員の3分の2以上の賛成がなければならない。

(書面等による議決)

第9条 前条の規定にかかわらず、第3条第1項第3号に定める事項以外の事項につき、研究科長が適当であると認めるときは、事案の概要を書面又は電磁的方法をもって教授会構成員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問ひ、その結果をもって教授会の議決とすることができる。

(関係職員からの意見聴取)

第10条 教授会は、審議事項に関する説明又は意見を聴くため、必要に応じて職員を出席させることができる。

(事務)

第11条 教授会に関する事務は、自然系研究科等事務部において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、教授会の議事及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、教授会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。